



平成28年1月28日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成28年1月28日開催の第226回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1) 充用有価証券事務取扱一部変更（案）について（資料1）

原案どおり承認された

以上

充用有価証券事務取扱要領一部変更理由書

地方債、特殊債及び社債の充用価格について、他の債券と同様に債券相場の下落を想定した掛目とするための変更を行う。併せて、政府短期証券及び短期国債について、平成21年2月発行分から国庫短期証券として統合発行されていることを踏まえ、平仄を整えるもの。

以 上

資料 1

充用有価証券事務取扱要領の一部変更

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変	更	現	行	備考
大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。	大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。	大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。	大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。	
1.、2. (省略)	1.、2. (省略)	3. 充用価格	3. 充用価格	
(1) 国債	(1) 国債	(1) 利付国債	(1) 利付国債	超長期及び長期は額面金額の80%、中期は額面金額の85%とする。
(2) 国庫短期証券	(2) 国庫短期証券	(2) 政府短期証券、短期国债	(2) 政府短期証券、短期国债	額面金額の85%とする。
(3) 割引国債(国庫短期証券を除く。)	(3) 割引国債(国庫短期証券を除く。)	(3) 割引国債	(3) 割引国債	額面金額の75%とする。
(2) 地方債	(2) 地方債	(2) 地方債	(2) 地方債	額面金額の85%とする。
(3) (省略)	(3) (省略)	(3) 特殊債	(3) 特殊債	利付債、割引債ともそれぞれ額面金額の80%とする。
(4) 特殊債	(4) 特殊債	(4) 特殊債	(4) 特殊債	利付債、割引債ともそれぞれ額面金額の65%とする。
(5) 社債	(5) 社債	(5) 社債	(5) 社債	額面金額の50%とする。
(6) ~ (9) (省略)				
4. ~ 13. (省略)	4. ~ 13. (省略)	(附 規)	(附 規)	本要領の3. の変更是、平成28年1月28日から施行する。